

慶応二年四月九日より慶応二年四月十二日まで

P8310582 right

小品持参来る、藤女帰り来る、山崎(衡)来り此□田陽一紹介申入る、尤不面して帰る

十日亥 風雨午下漸々晴

暁七つ時頃、昌平橋内出火に付、井上、土屋、山本、浅野、合原、朝比奈等へ見舞の使者遣す

大塚(□)来る

調物いたし辞して不面、山本(長)来る、来る十四日移居の旨、出 殿、各国条約御改の義ロセスより

申立候一條に付、和泉守殿より御談有し、神保佐渡、合原左衛門一同、周防守殿御宅へ出る

明朝金港

出張の事に治定(海軍伝習の義御頼書翰案の義も帯て行く)薄晩帰宅、澤(錦)へ過日の謝として時服残三を遣す

番町へ同所に福分けす、内山より此の程拝領物賀として魚二尾贈り越す旨、正覚稽古に来る、

□

差払品(二両二分持参、並□照院より届け品(加州産、和か芽(わかめ)少許ナマコ片身)をも持参

長蔵来り抱中心き紹

介周旋の義咄し有し、明朝出張の義菊駿州 並弥一杯へ達し出す、明朝出立掛け

P8310582 left

周防守殿御宅へ来上の様御達有し

十一日子 晴

(金川)朝第六時半出立昨□の命により周防守殿御宅へ出縷々御申含の義有、第八時半前相済馬の病により同所より始終駕を用い第三時半金駄山手本陣着、即時仏館へ相越各国

条約御取結御所置御断等の義 並英海軍伝習御頼書翰等の義、談判御目付大久保(筑)

立合第六時半過帰宿、佐の弥一追てに来る、就枕後に付不面

十二日丑 陰風午下漸々晴

弥一此の対話筆記稿持参、右一過後同人また来る、請書の義談じ遣す、朝第七時十五ミニュート前出立第十二時品駅午休第三時十五ミニュート前帰着、昨富沢叔母来り保三身分用金の義

()内は細字双行(二行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【文字判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。